

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 〈4・1 揭示〉	1

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年4月1日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第51号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第5号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第7号中「部局長等」を「部局長、副部長等」に改め、同条第15号を次のように改める。

(15) 部局長 部局の長をいう。

第2条第16号中「産業技術委員会事務局長並びに参事（危機管理担当及び情報化戦略推進担当）」を「情報化推進監、雇用対策監並びに港湾振興監」に改め、同条第19号中「主任企画員」を削り、同条21号中「教頭」を削る。

第3条第1項中「当該部局長等」を「当該部局長」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

第3条の2 次の表の左欄に掲げる職にある者の審査を受けるべき事務は、同表の右欄に掲げるものとする。

職名	事務の種類
企画監	担当事務
税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務
危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務
消防防災指導監	消防及び防災対策に関する企画及び指導の事務
情報技術専門監	情報通信技術に関する企画及び指導の事務
交通安全推進監	交通安全の推進に関する特に高度の専門的事務
副参事	担当事務

第3条の3 前条の規定によるもののほか、次の表の左欄に掲げる職にある者の審査を受けるべき事務は、同表の右欄に掲げるものとする。

職名	事務の種類
理事	知事の特命事項
保健福祉推進監	地域の保健福祉の推進に関する総合調整
排出権取引推進監	排出権取引に関する民間事業者等との協働による活動の企画調整
環境農業推進監	環境保全型農業の推進に関する事務
建設検査長	農業振興部、森林部、海洋部及び土木部に係る1件5億円以上の建設工事の検査
土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括
参事	特命事項

第6条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第11条第2項中「部局長等」を「部局長、副部長等」に改める。

第12条第1項中「部局長等（以下「主務部局長等」を「部局長（以下「主務部局長」という。）又は副部長等（次項において「主務副部長等」に改め、同条第2項中「主務部局長等」を「主務部

局長若しくは主務副部長等」に、「部局長等の」を「部局長の」に改める。
 第14条第1項中「、当該部局長等」を「当該部局長」に改め、同項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	知事	副知事	総務部長	主務部局長
	副知事	総務部長	主務部局長 理事（担当する事務に限る。）	副部長等（担当する事務に限る。）
	会計管理者 部局長	会計管理局次長 副部長等（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。） 土木技術監（担当する事務に限る。）	主務課室長 参事（担当する事務に限る。） 主務課室長	
	副部長等	参事（担当する事務に限る。） 主務課室長		
	建設検査長	参事（担当する事務に限る。） 主務課室長		
	土木技術監	参事（担当する事務に限る。） 主務課室長		
	課室長補佐等を置く課室	課室長	第3条の2の表の左欄に掲げる職にある者（担当する事務（当該事務を所掌する職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに休暇に関する事項を含む。）に限る。） 課室長補佐等（課内室長等及び専門企画員にあつては、担当する事務に限る。）	課室長が指定する一の職員
	課室長補佐等	課室長が指定す		

		一の職員		
課室長補佐等を置かない課室	課室長	課室長が指定する一の職員		

第14条第1項の表次長等を置く出先機関の項中「又はグループ長」及び「グループ長（担当する事務に限る。）」を削り、「企画調整監」を「地域支援室長」に改め、「及びグループ長」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条、第8条、第11条、第15条関係)

事務の種類	事項	決裁権者					合議先	備考
		知事	専決権者					
			副知事	部長	副部長等	課室長 課室長補佐等		
1 総則	(1) 県行政の基本に関する事。	○						
	(2) 議会の議決、同意若しくは承認又は議会への報告を要する事項に関する事。	○					財政課において起案する。	
	(3) (2)に関する部局内の意思決定		○			総務部長 財政課長	1 所管課室において起案する。 2 条例その他議案については法務課長に、組織に係るものについては行政管理課長に、人事に係るものについては人事課長に合議する。	
	(4) 部局間で特に調整を要する事務(2から13までに掲げるものを除く。)に関する事。	○						
	(5) 一の部局の所掌する事務のうち課室間で特に調整を要するもの(2から13までに掲げるものを除く。)に関する事。		○					
	(6) 課室の所掌する事務(2から13までに掲げるものを除く。)に関する事。			○				

2 公文書に関する事務	(1) 規則の制定(全部改正を含む。)に関する事。			○			総務部長 法務課長	組織に係るものについては行政管理課長に、財政負担については財政課長に、知的財産に係るものについては知的財産課長に合議する。
	(2) 規則の改廃に関する事。			○			"	"
	(3) (2)のうち法令に基づく軽易又は定例的なもの			○			総務部副部長 法務課長	"
	(4) 訓令及び規程形式の告示の制定に関する事。			○			法務課長	"
	(5) 訓令及び規程形式の告示の改廃に関する事。			○			"	"
	(6) 規程形式以外の告示及び公告に関する事。				○		"	"
	(7) 要綱、要領等の制定に関する事。			○				組織に係るものについては、行政管理課長に合議する。
	(8) 要綱、要領等の改廃に関する事。			○				"
	(9) 法令等に基づく申請、上申及び進達を受発に関する事。			○				
	(10) (9)のうち軽易又は定例的なもの				○			
	(11) 通知、通報、照会、回答、報告、届出、依頼、催告等の受発に関する事。				○			
	(12) (11)のうち重要なもの			○				
	(13) 情報公開 ア 高知県公文書開示審査会				○			

に関すること。	への諮問								
	イ 公文書の開示の請求に係る異議申立てに対する決定				○			県政情報課長	
	ウ 公文書の開示の請求に対する決定（エに掲げる決定を除く。）及び当該決定に係る通知				○			〃	
	エ 公文書の開示の請求に対する開示（部分開示を除く。）の決定及び当該決定に係る通知				○				
	オ 公文書の開示の請求に係る第三者からの意見の聴取				○				
	カ その他公文書の開示の実施				○				
(14) 個人情報保護に関すること。	ア 高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴くこと。				○				
	イ 高知県個人情報保護審査会への諮問				○				
	ウ 個人情報の開示、訂正及び是正の請求に係る異議申立てに対する決定				○			県政情報課長	
	エ 個人情報の開示、訂正及び是正の請求に対する決定				○			〃	

	及び通知								
	オ 個人情報の開示の決定に係る第三者からの意見の聴取				○				
	カ その他個人情報の開示、訂正及び是正の実施				○				
	キ 事業者の個人情報の取扱いに関すること。				○			県政情報課長	
	ク アからキまでの事項以外の個人情報の保護に関すること。				○				
3 組織及び人事に関する事務	(15) 保存文書の閲覧に関すること。				○				
	(16) 所掌する事務に係る事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること。				○				
	(17) 収支を伴わない契約に関すること。				○				
	(18) (17)のうち軽易又は定例的なもの				○				
	(19) 成規及び定例による諸登記の嘱託に関すること。				○				
	(1) 所属職員の事務分掌に関すること。				○				
	(2) 出先機関の事務処理細則等の承認に関すること。				○			行政管理課長	
	(3) 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。								この事項は、課室長に権限を委任する。
	(4) 週休日の振替等	ア 部局連携官、理事及び部局長に係る				○			

及び休日 の代の 休日の 指定に 関する こと。 (職員 の勤務 時間、 休日及 び休暇 に關す る条例 (平成 6年高 知県条 例第45 号)第 6条及 び第11 条第1 項)	もの イ 副部長等、 第3条の3の 表の左欄に掲 げる職にある 者及び医監に 係るもの							○		
	ウ 課室長に係 るもの							○		
	エ 課室長補佐 等及び第3条 の2の表の左 欄に掲げる職 にある者に係 るもの							○		
	オ 所属職員に 係るもの								○	
(5) 職 員の休 憩時間 の短縮 及び育 児又は 介護を 行う職 員の早 出遅出 勤務に 關する こと。 (職員 の勤務 時間、 休日及 び休暇 に關す る条例 第7条 第2項	ア 部局連携 官、理事及び 部局長に係る もの							○		
	イ 副部長等、 第3条の3の 表の左欄に掲 げる職にある 者及び医監に 係るもの							○		
	ウ 課室長に係 るもの							○		
	エ 課室長補佐 等及び第3条 の2の表の左 欄に掲げる職 にある者に係 るもの							○		
	オ 所属職員に 係るもの								○	

及び第 9条)	(6) 時 間外勤 務命令 及び休 日勤務 命令並 びに特 殊勤務 の実績 確認に 關する こと。	ア 課室長補佐 等、危機管理 指導監、交通 安全推進監及 び副参事に係 るもの						○		
	イ 所属職員に 係るもの								○	
(7) 管 理職員 特別勤 務手当 実績簿 の確認 に關す ること。	ア 部局連携 官、理事及び 部局長に係る もの							○		
	イ 副部長等、 第3条の3の 表の左欄に掲 げる職にある 者及び医監に 係るもの								○	
	ウ 課室長、企 画監、税務調 査監、消防防 災指導監及び 情報技術専門 監に係るもの								○	
(8) 休 暇に關 すること。	ア 部局連携 官、理事及び 部局長に係る 6日以上のも の							○		
	イ 部局連携 官、理事及び 部局長に係る 6日未満のも の								○	
	ウ 副部長等、 第3条の3の 表の左欄に掲 げる職にある								○	

	者及び医監に係るもの									
	エ 課室長に係るもの							○		
	オ 課室長補佐等及び第3条の2の表の左欄に掲げる職にある者に係るもの							○		
	カ 所属職員に係るもの							○		
(9)	部分休業の承認の取消しに関すること。								この事項は、課室長に権限を委任する。	
(10)	旅 行 命 令 (変 更 命 令 を 含 む 。) 及 び 復 命 の 受 理 に 関 す る こ と。	ア 内 国 旅 行	(ア) 局 携 帯 事 務 局 及 び 部 長 係 7 日 以 上 の 日 超 える もの					○	旅費の調整を要する場合は、行政管理課長に合議する(別に指定するものに限り、このうち、行政管理課長が適当と認めるものについては、行政管理課長に合議させることができる。)	
			(イ) 局 携 帯 事 務 局 及 び 部 長 係 7 日 以 内 の 日					○	〃	
			(ウ)						○	〃

	副 部 長 等、第 3 条 3 表 左 欄 掲 げ る 職 員 及 び 医 監 係 属 員 等								
	(エ) 課室長に係るもの							○	〃
	(オ) 所属職員及び講師、調査員、参事等に係るもの							○	〃
イ 外 国 旅 行	(ア) 局 携 帯 事 務 局 及 び 部 長 係 7 日 以 上 の 日 超 える もの							○	〃

	係る日を超えるもの									
	(イ) 局携理及び部長に係る日以内のもの			○						”
	(ウ) 所属員に係るもの			○						”
(11)	職員の長期研修への派遣の決定に関すること。			○					人事課長	
(12)	職員に対する法令に基づく業務上必要な職の任免及びその身分証明書、立入検査証等に関すること。					○				
(13)	非常勤の委員等の任免に関すること(議会の議決又は同意が必要な委員の選	ア 法令に基づく非常勤の委員に係るもの			○					
		イ ア以外の委員、調査員、嘱託等に係るもの				○				

	任等に関することを除く。)									
4	訴訟等に関する事務	(14) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第45条第2項の規定による災害の認定に係る任命権者の意見に関すること。						○		行政管理課長
		(1) 訴訟事件(調停事件を含む。)に関すること。			○					総務部長 法務課長
		(2) (1)のうち重要なもの			○					”
		(3) (1)のうち軽微な事務処理に関すること。						○		法務課長
		(4) 不服申立ての裁決及び決定に関すること。			○					
		(5) (4)のうち軽易なもの					○			
		(6) 不服申立てに係る事実の執行の停止及び取消しに関すること。					○			
5	その他庶務事務	(7) 法律上、県の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。					○			
		(1) 国、地方公共団体等に対する意見、要望、計画等の具申及び協議に関すること。				○				財政負担を伴うものについては、財政課長に合議する。
		(2) (1)のうち重要なもの			○					財政負担を伴うものについては、総務部長及び財政課長に合議する。
		(3) 附属機関の運営及び諮問の決定に関すること。					○			財政負担を伴うものについては、財政課長に合議する。

6 指導監督及び許認可等に関する事務	(4) 請願、陳情等の処理に関すること。		○					財政負担を伴うものについては、総務部長及び財政課長に合議する。
	(5) (4)のうち軽易なもの		○					財政負担を伴うものについては、財政課長に合議する。
	(6) 公聴会の開催に関すること。					○		
	(7) 表彰、感謝状等に関すること。		○					総務企画課長
	(8) 配車要求に関すること。					○		課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
	(1) 公益法人に関すること。	ア 設立の許可及びその取消し		○				法務課長
		イ アのうち県政運営上重要なもの		○				総務部長 法務課長
		ウ 監督上必要な命令				○		法務課長
	エ 定款又は寄附行為の変更認可、基本財産の処分の承認、解散及び清算終了の届出の受理並びに残余財産の処分の許可				○		〃	
	オ エのうち軽易なもの				○		〃	
	カ 業務及び財産状況の検査				○			
	キ 定例報告等に関するこ				○			

(2) 公益信託に関すること。	ア 引受けの許可		○					法務課長
	イ アのうち県政運営上重要なもの		○					総務部長 法務課長
	ウ 監督上必要な命令					○		法務課長
	エ 信託条項の変更の認可、受託者の辞任の許可、受託者の解任、新受託者及び信託管理人の選任、受託者の信託財産の取得及び残余財産の処分の許可並びに信託財産の管理人の選任					○		〃
	オ エのうち軽易なもの					○		〃
	カ 信託事務及び信託財産の状況の検査					○		
	キ 定例報告等に関すること。					○		
(3) 法令等に基づく指示、勧告及び報告の徴収その他監督権の行使に関すること。						○		
(4) 各種資格試験の実施及び合格者の決定並びに各種資格の事実認定に関すること。						○		
(5) 申請に対する処分にに関すること。						○		
(6) (5)のうち重要なもの						○		
(7) 不利益処分に関すること。						○		

	(8) (7)のうち軽易なもの					○			
	(9) 聴聞及び弁明の機会の付与に関すること。			○					
	(10) (9)のうち課室長が専決することができる不利益処分に係るもの					○			
	(11) 届出に関すること。					○			
	(12) 県が共催又は後援をする事業の承認に関すること。	ア 承認基準にかかわらず、県行政の円滑な推進の見地から特に承認する必要がある事業			○				
		イ ア以外の事業				○			
7 補助金及び交付金を含む。以下この項において同じ。)に関する事務	(1) 補助金の受入れに関すること。	ア 不服の申出に係る各省庁の長の措置についての内閣総理大臣への意見の申出	○						
		イ 各省庁の長への交付申請(取下げを含む。)				○			
		ウ 各省庁の長への補助事業等の変更承認申請				○			
		エ 各省庁の長への補助事業等に起因して得た財産の処分の承認申請				○			
		オ 各省庁の長への不服の申出			○				
		カ 各省庁の長からの返還命令に基づく補助金の返還				○			

	キ 各省庁の長への補助事業の遂行状況及び実績等の報告					○			
	ク 各省庁の長への補助金の返還期限延長等の申請					○			
(2) 補助金の内定、決定(決定の取消しを含む。)及び返還命令に関すること。	ア 1件1億円以上のもの(1件とは、当該内定又は決定の総額をいう。以下この項において同じ。)		○						
	イ 1件5,000万円以上1億円未満のもの及びアで定期的な補助金として部局長が認めるもの(定期的な補助金とは、補助先が固定化されているもの等をいい、低額な補助金が集合したものを含む。)			○					
	ウ 1件1,000万円以上5,000万円未満のもの				○				
	エ 1件1,000万円未満のもの					○			
	オ アからエまでによる内定の決裁を受けた補助金の決定					○			
(3) 補助金の	ア 変更後の額が1件5,000万			○					

交付変更に関する こと。	円以上のもの								
	イ 変更後の額 が1件1,000万 円以上5,000万 円未満のもの			○					
(4) 補助金の 額の確定に 関すること。	ウ 変更後の額 が1件1,000万 円未満のもの				○				
	ア 1件5,000万 円以上のもの			○					
(5) 補助事業の 内容及び経 費の配分の 変更、事業 の中止又は 廃止、期間 の延長の承 認並びに完 成検査に関 すること。	イ 1件5,000万 円未満のもの				○				
	ア 1件5,000万 円以上のもの			○					
(6) 補助事業の交付要綱 の制定に関する こと。				○				財政課長 ※	
(7) 補助事業の交付要綱 の改廃に関する こと。				○				〃 ※	
(8) 補助事業に起因して 得た財産の処分 の承認に関す ること。					○				
(9) 利子補給契約の締結 に関する こと。				○				高知県契 約規則 (昭和39 年高知県 規則第12	

8 貸付金 に関する 事務	(1) 貸付金の貸付け の内定、決 定及び取消 しに関する こと。	号) 第4 条各号の いずれか に該当す るもの につい ては、会 計管理局 長又は会 計企画課 長								
		(10) 利子補給の承認に 関すること。					○			
		(11) 補助金の交付条件に 係る指示に関する こと。					○			
		(12) 補助事業の指令前着 工の承認に関する こと。					○			
		(13) 補助事業等の是正措 置、一時停止等の命 令に関する こと。					○			
		(14) 報告の徴収又は立入 検査に関する こと。					○			
		ア 1件5,000万 円以上のもの (1件とは、 1の貸付先 の金額をい う。以下こ の項におい て同じ。)				○				別に指定す るものにつ いては、財 政課長に 合議する。
		イ 1件3,000万 円以上5,000 万 円未満のもの 及びアのう ち 定例的な貸 付金として 部局長が認 めるもの(定 例的な貸付 金とは、貸 付先が固定 化されている もの等をい う。)					○			〃 ※
		ウ 1件1,000万 円以上3,000万						○		〃 ※

		円未満のもの							
		エ 1件1,000万円未満のもの				○			＃ ※
		オ アからエまでによる内定の決裁を受けた貸付金の決定				○			
(2) 貸付金の貸付変更に関すること。	ア	変更後の額が1件3,000万円以上のもの				○			
	イ	変更後の額が1件1,000万円以上3,000万円未満のもの				○			
	ウ	変更後の額が1件1,000万円未満のもの				○			
(3) 貸付金の貸付停止、一時償還の請求、償還の免除（法令に特別の定めがある場合に限る。）及び償還金の支払猶予に関すること。						○			
(4) 要綱及び貸付条件の決定に関すること。					○			財政課長 ※	
(5) 要綱及び貸付条件の変更に関すること。						○		＃ ※	
(6) 貸付金償還の分割払の認定に関すること。						○			
(7) 貸付金償還の履行延期特約の承認に関すること。（高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第164条第2号）						○		総務部副部長 管財課長	高知県財産規則第164条ただし書に該当するものについては、総務部副部長及び管財課長に合議を要しない。
(8) 違約金及び延滞金の徴収に関すること。						○			
9 工事の執行に関する事務	(1) 工事の施行決定	ア 1件の工事請負対象金額が5億円以上	○						1 別に指定する工事の施行決定に

		及び予定価格の決定に関すること。								については、財政課長に合議する。 2 事前に一括して箇所付けの決裁を受けているものの工事の施行決定及び予定価格の決定については、随意契約による場合を除き、部局長が専決する。
		イ 1件の工事請負対象金額が3億円以上5億円未満のもの				○				別に指定する工事の施行決定については、財政課長に合議する。
		ウ 1件の工事請負対象金額が2億円以上3億円未満のもの				○				＃ ※
		エ 1件の工事請負対象金額が2億円未満のもの					○			別に指定する500万円以上の工事の施行決定については、財政課長に合議する。 ※
	(2) 指名競争入札参加者の決定に関すること。						○			
	(3) 工事の設計変更及び設計変更に伴う契約変更に関する	ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの				○				(1)において財政課長に合議したものについては、財政課長に合議する。 ※
		イ 1件の工事					○			＃

	すること。	請負対象金額が3億円未満のもの								※
	(4) 工事の請負代金の債権譲渡の承認に関すること。	ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの イ 1件の工事請負対象金額が3億円未満のもの		○				○		
	(5) 工事の完成期限の延長及び一時中止に関すること。							○		
	(6) 高知県建設工事検査規程(昭和42年1月高知県訓令第3号)に規定する工事検査に関すること。	ア 1件の工事請負対象金額が5億円以上のもの イ 1件の工事請負対象金額が5億円未満のもの		○					○	農業振興部、森林部、海洋部及び土木部が主管する工事については、土木部建設検査長が専決する。 農業振興部、森林部、海洋部及び土木部が主管する工事については、土木部建設検査課長が専決する。
	(7) 工事監督の実施に関すること。							○		
10 委託に関する事務	(1) 委託の施行決定及び予定価格の決定に関すること。	ア 1件の契約対象金額が1億円以上のもの		○						次の(ア)及び(イ)に係る施行決定については、財政課長に合議する。 (ア) 500万円以上の工事等の委託で、別に指定するもの (イ) 県有施

										設の管理運営及び設計の委託並びに政策的又は奨励的な委託で、別に指定するもの
		イ 1件の契約対象金額が5,000万円以上1億円未満のもの						○		※
		ウ 1件の契約対象金額が5,000万円未満のもの						○		※
	(2) 指名競争入札参加者の決定に関すること。							○		
	(3) 設計変更及び設計変更に伴う契約変更に関すること。	ア 1件の契約対象金額が1億円以上のもの イ 1件の契約対象金額が1億円未満のもの						○		(1)において財政課長に合議したものについては、財政課長に合議する。 ※
	(4) 委託の債権譲渡の承認及び完了検査((5)に掲げるものを除く。)に関すること。	ア 1件の契約対象金額が1億円以上のもの イ 1件の契約対象金額が1億円未満のもの						○		

11 県の財産に関する事務	(5) 高知県土木設計等委託業務検査規程(平成13年4月高知県訓令第14号の2)に規定する検査に関すること。	ア 当初の1件の契約対象金額が1億円以上のもの				○				農業振興部、森林部、海洋部及び土木部が主管する委託業務については、土木部建設検査長が専決する。	
		イ 当初の1件の契約対象金額が1億円未満のもの					○			農業振興部、森林部、海洋部及び土木部が主管する委託業務については、土木部建設検査課長が専決する。	
		(6) 委託の完了期限の延長及び一時中止に関すること。						○			
		(7) 委託の出来高検査に関すること。						○			
(1) 公有財産に関すること。	ア 土地及び建物等の取得及び処分	(ア) 1件の評価額が7,000万円以上のもの(土地については、積が2ヘクター以上のもの)				○			総務部長 財政課長 管財課長	高知県財産規則第16条ただし書に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。	

イ 土地及び建物等	(イ) 1件の評価額が5,000万円以上のもの((ア)に掲げるものを除く。)						○			の		
		(ウ) 1件の評価額が3,000万円以上5,000万円未満のもの						○		総務部副部長 財政課長 管財課長	〃	
		(エ) 1件の評価額が3,000万円未満のもの							○		財政課長 ※ 管財課長	〃
		(ア) 1件の評価額							○		総務部長 財政課長 管財課長	

しくは公営企業に営業用で、又は1月以上使用せよと。(高知県財産規則第32条)	(イ) 1件の台帳価額が5,000万円未満のもの				○	管財課長	高知県財産規則第16条第7号ただし書に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。
ケ 行政財産の貸付け及び行政財産である土地への私権の設定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項から第4項まで及び高知県財産規則第39条の2)					○	総務部副部長 財政課長 管財課長	
コ 行政財産の目的外使用の許可(地方自治法第238条の4第7項及び高知県財産規則第31条)					○	管財課長	1 当該目的外使用に係る使用料を減免する場合は、財政課長に合議する。 ※ 2 高知県財産規則第16条ただし書

サ 普通財産の貸付け(地方自治法第238条の5第1項及び高知県財産規則第34条)	(ア) 1件の台帳価額が5,000万円以上のもの (イ) 1件の台帳価額が5,000万円未満のもの				○		に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。 1 無償貸付け又は減額貸付けの場合は、財政課長に合議する。 ※ 2 高知県財産規則第16条ただし書に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。 1 無償貸付け又は減額貸付けの場合は、財政課長に合議する。 ※ 2 高知県財産規則第16条ただし書に該当するものについては、管財課長に合議を要しない。
シ 普通財産を出資の目的とする事及び普通財産に地上権、地役権その他の私権					○	総務部長 財政課長 管財課長	

ウ 物の譲与	(ア) 1件の積額は評価額が5,000万円以上のもの	○				財務課長 ※ 総務事務センター課長	務センター課長に合議する。
	(イ) 1件の積額は評価額が1,000万円以上5,000万円未満のもの		○			財務課長 ※	
	(ウ) 1件の積額は評価額が500万円以上1,000万円未満のもの			○		※	

エ 知事及び公営事業者間の又各局の局長間における重要物の属えび事公営事業者の間における普通物	未の満もの						
	(エ) 1件の積額は評価額が500万円未満のもの				○	※	
	(ア) 1件の台帳価格が500万円以上のもの			○		総務事務センター課長	所属を異にする会計間の場合、財務課長に合議する。 ※
	(イ) 1件の台帳価格が500万円未満のもの			○		※	※

の所 属換 え									
オ 物 品貸 付	(ア) 1 件 台 帳 価 格 が 1,000 万 円 以 上 の もの			○					1 無償貸付 けの場 合は、財 政課長 に合議 する。 ※ 2 重要物 品につ いては、 総務事 務セン ター課 長に合 議する。
	(イ) 1 件 の 台 帳 価 格 が 500万 円以 上 1,000 万円 未 満の もの			○					1 無償貸付 けの場 合は、財 政課長 に合議 する。 ※ 2 重要物 品につ いては、 総務事 務セン ター課 長に合 議する。
	(ウ) 1 件 の 台 帳 価 格 が 500万 円未 満の もの			○					1 無償貸付 けの場 合は、財 政課長 に合議 する。 ※ 2 重要物 品につ いては、 総務事 務セン ター課 長に合 議する。
カ 物 品を 他の 部局	(ア) 1 件 の 台 帳 価 格			○					財政課長 ※ 総務事 務セン ター

若しは 教育員 若くは 教委會 若くは 公企局 若くは 営業又 同部の 他課の 室有償 で、は 1以上 使用せ ること。	格が 500万 円以上 のもの (イ) 1 件 の 台 帳 価 格 が 500万 円未 満の もの								課長
キ 物品の 出資及 び私権 の設定				○					財政課長 ※ 総務事 務セン ター課 長
ク 不用品 及び生 産品の 処分	(ア) 1 件 の 台 帳 価 格 又 見 金 が 1,000 万 円 以 上 の もの (イ) 1 件 の 台 帳 価 格 又			○					重要物品 につ いては、 総務事 務セン ター課 長に合 議す る。 "

		見積額が1,000万円未満のもの													
	ケ	その他用品等の管理					○						〃		
(3) 債権に関すること。	ア	高知県財産規則第164条各号に掲げる事項					○						総務部副部長 管財課長	高知県財産規則第164条ただし書に該当するものについては、総務部副部長及び管財課長に合議を要しない。	
	イ	現金の寄附受納						○					財政課長		
	ウ	ア及びイ以外の事項							○						
(4) 基金に関すること。	ア	基金の設置	○										総務部長 財政課長 管財課長		
	イ	基金の処分						○					〃		
	ウ	基金の運用及び積立て							○				財政課長 ※	運用益の積立てについては、課室長が専決する。	
	エ	基金台帳の作成										○			
	オ	基金台帳の登録、異動報告、基金増減及び現在額報告書等										○			
(5) 公の施設の指定管理者に関すること。	ア	指定管理者の募集										○		行政管理課長 財政課長	
	イ	指定管理者の候補者の決定										○		行政管理課長	

		ウ 指定管理者との協定の締結											○			行政管理課長 財政課長 会計企画課長	
		エ ウのうち年度ごとの定例的なもの												○		会計企画課長	当初の計画から金額を変更するものについては、財政課長に合議する。
		オ ウのうち軽微な変更												○			
		カ 業務の調査又は検査												○			
		キ 指定の取消し											○			総務部長 行政管理課長 財政課長	
		ク 業務の全部の停止											○			〃	
		ケ 業務の一部の停止												○		〃	
		コ 利用料金の承認													○	財政課長	
12 会計事務に関すること。	(1)	歳出予算の令達に関すること。												○			課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
	(2)	歳出予算の流用に関すること。												○			別に指定するものについては、財政課長に合議する。
	(3)	歳入の調定及び納入の通知に関すること。												○			課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
	(4)	支出の命令に関すること。												○			交際費及び食糧費に係るものを除き、課室長が適当と認めるものに

										については、課室長補佐等が専決する。
(5)	収入及び支出の更正及び訂正に関すること。					○				課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
(6)	歳入の戻出及び歳出の戻入の決定に関すること。					○				〃
(7)	歳入歳出外現金及び保管有価証券の受け払いの通知に関すること。					○				〃
(8)	資金前渡職員の指定に関すること。					○				〃
(9)	過誤納金の充当に関すること。					○				〃
(10)	納入通知書(現金領収証書)の特例の定め及び当該告示に関すること。					○				〃
(11)	収入未済額の繰越しの通知に関すること。					○				〃
(12)	歳入の徴収又は収納の委託及び当該告示に関すること。					○				〃
(13)	前渡資金精算書に関すること。					○				〃
(14)	概算払の決定に関すること。									この事項の決裁は、(18)に定めるところによる。
(15)	概算払の精算確認に関すること。					○				課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
(16)	支出事務の委託の決定に関すること。					○				〃
(17)	振替要求の決定に関すること。					○				〃
(18)	支ア 報酬					○				〃
	出負担イ 給料					○				〃

行為に関すること。

ウ	職員手当等					○				〃
エ	共済費					○				〃
オ	災害補償費					○				
カ	恩給及び退職年金					○				
キ	賃金					○				課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
ク	報償費	(ア)	500万円以上のもの			○				施行伺等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(イ)	500万円未満のもの				○			課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
ケ	旅費						○			〃
コ	交際費						○			
サ	需用費	(ア)	1,000万円以上のもの			○				施行伺等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(イ)	500万円以上1,000万円未満のもの				○			〃
		(ウ)	500万円未満のもの					○		

	もの									は、課室長補佐等が専決する。
シ	役務費								○	課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
ス	委託料	(ア) 1億円以上のもの							○	1 支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関するものは、課室長が専決する。 2 施行何等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(イ) 5,000万円以上1億円未満のもの							○	施行何等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(ウ) 5,000万円未満のもの							○	軽易なものについては、課室長補佐等が専決することができる。
セ	使用料及び貸借料	(ア) 1,000万円以上のもの							○	1 支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関するこ

											とは、課室長が専決する。
											2 施行何等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(イ) 500万円以上1,000万円未満のもの							○		1 支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関するものは、課室長が専決する。 2 施行何等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(ウ) 500万円未満のもの							○		課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
ソ	工事請負費	(ア) 3億円以上のもの							○		1 支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関するものは、課室長が専決する。 2 施行何等により事前

	500万円未満のもの								
テ	負担金、補助及び交付金								1 この事項の決裁は、7に定めるところによる。 2 支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関する場合は、課室長が専決する。
ト	扶 助額	(ア) 5,000万円以上のもの			○				施行何等により事前に意思決定されたものについては、課室長が専決することができる。
		(イ) 5,000万円未満のもの				○			
ナ	貸付金								財政課長 ※ この事項の決裁は、8に定めるところによる。
ニ	補償 補填及び賠償 金	(ア) 3億円以上のもの			○				事前に決裁を受けたものについては、部長が専決する。
		(イ) 1億円で3億円				○			〃

	未 満 の もの								
(ウ)	5,000万円以上1億円未満のもの					○			〃 ※
(エ)	5,000万円未満のもの						○		〃 ※
ヌ	償還金、利 子及び割引料							○	
ネ	投 資 及 び 出 資 金	(ア) 1億円以上のもの				○			財政課長 11で決裁を受けたものについては、部長が専決する。
		(イ) 5,000万円以上1億円未満のもの					○		〃
(ウ)	3,000万円以上5,000万円未満のもの							○	〃 ※
(エ)	3,000万円							○	〃 ※

	未 満 の もの								
ノ 積 立金	(ア) 5,000 万円 以上 もの			○					運用益の積立 てについては、課室長が 専決する。
	(イ) 5,000 万円 未 満 もの					○			
ハ 寄 附金	(ア) 1,000 万円 以上 もの		○						事前に決裁を 受けたものにつ いては、部 局長が専決す る。
	(イ) 500万 円以 上 1,000 万円 未 満 もの			○					
	(ウ) 300万 円以 上500 万円 未 満 もの				○				
	(エ) 300万 円未 満 もの					○			
ヒ 公課費							○		

	フ 繰 出金	(ア) 3,000 万円 以上 もの			○				施行何等によ り事前に意思 決定されたも のについては、課室長が 専決することが できる。
		(イ) 3,000 万円 未 満 もの					○		
	(19) 高知県会計規則別表 第3備考2に規定する支 出負担行為決議書兼支 出命令書により支出負担行 為を決議することができ る場合に事前に作成する 経費支出伺に関するこ と。								この事項の決 裁は、(18)に 定めるところ による。
	(20) (19)の経費支出伺で 既に決裁を受けている支 出負担行為決議書兼支 出命令書に関すること。						○		交際費及び食 糧費に係るも のを除き、課 室長が適当と 認めるものに ついては、課 室長補佐等が 専決する。
	(21) 債務負担行為に関す ること。						○		別に指定す るものにつ いては、財政課長 に合議する。
13 契約事 務に関する こと。	(1) 検査調書に関するこ と。								この事項の決 裁は、9の (6)、10の (4)、(5) 及び(7)並び に12の(18)の ク、コからシ まで、セ、タ からツまで及 びトに定め るところによ

																					る。	
																						この事項の決 裁は、9の (1)、10の (1)並びに12 の(18)のク、 コからシまで、 セ、タからトまで、 ニ、ヌ及びヒ に定めるところ による。

- 備考 1 「決裁権者」欄の「知事」に○印のある事務は知事が、「副知事」に○印のある事務は副知事が、「部長等」に○印のある事務は部長が、「副部長等」に○印のある事務は副部長等が、「課室長」に○印のある事務は課室長が、「課室長補佐等」に○印のある事務は課室長補佐等(課室長補佐等を置かない課室にあっては、課室長)が、当該事務の決裁権者であることを示す。
- 2 部局連携官及び理事に係る3の(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)の事項に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「部長等」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。
- 3 建設検査長又は土木技術監の所掌する事務に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「副部長等」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。
- 4 「合議先」欄及び「備考」欄に※印があるのは、「ただし、財政課長が適当と認めるものについては、財政課課長補佐又は財政課のチーフのうち財政課長が指名する者に合議させることができる。」ことを示す。
- 5 総務部に属する職員に係る3の(3)の事項については、総務企画課長に権限を委任するものとする。
- 6 危機管理部消防政策課消防防災航空隊に属する職員に係る3の(4)から(6)まで、(8)、(9)及び(10)のアの事項については、当該隊長が専決するものとする。
- 7 高知県行政組織規則第10条に規定する各地区に駐在する政策企画部地域づくり支援課の地域支援企画員(総括)及び地域支援企画員に係る3の(4)から(10)までの事項(10)の事項については、旅費の支出を伴わないものに限る。)については、地域支援企画員(総括)が専決するものとする。
- 8 農業振興部環境農業推進課農支援室に属する職員に係る3の(4)から(6)まで、(8)、(9)及び(10)のアの事項については、当該室長が専決するものとする。
- 9 高知県行政組織規則第11条の2に規定する駐在所に駐在する森林部木材産業課の専門企画員及び職員に係る3の(4)から(6)まで及び(8)の事項については、専門企画員が専決するものとする。
- 10 複数の項目に該当する事項の決裁権者は、最上位の者とする。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第5条、第8条、第15条関係)」に改め、同表の10の項中「第5条第1項」を「第5条第5項」に改め、同表中38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、同表34の項中「36」を「37」に改め、同項を同表35の項とし、同表中33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、同表28の項中「27」を「28」に改め、同項を同表29の項とし、同表27の項を同表28の項とし、同表26の項中「31」を「35」に改め、同項を同表27の項とし、同表中25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 職員の休憩時間の短縮及び育児又は介護を行う職員の早出 遅出勤務に関する事。 (職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例第7条第2項及び第9条)	○		〃
---	---	--	---

別表第2備考2中「17」を「18」に改め、同表備考3中「高知県農業技術センター山間試験部」を「高知県農業技術センター山間試験室」に、「16」を「17」に、「山間試験部長」を「山間試験室長」に改め、同表備考4中「高知県農業技術センター山間試験部」を「高知県農業技術センター山間試験室」に、「28」を「29」に、「山間試験部長」を「山間試験室長」に改め、同表備考5中「20から22まで、24から27まで及び30から37まで」を「21から23まで、25から28まで及び31から38まで」に改め、同表備考6中「28」を「29」に改め、同表備考7中「17」を「18」に改め、同表備考8中「及び高知県幡多農業振興センター農業改良普及課土佐清水支所」を削り、「16」を「17」に改め、同表備考9中「及び高知県幡多農業振興センター農業改良普及課土佐清水支所」を削り、「28」を「29」に改め、同表備考10中「16」を「17」に改め、同表備考11中「20、21及び28」を「21、22及び29」に改め、同表備考12中「17」を「18」に、「支所長が」を「当該支所長が」に改め、同表備考13中「20、24から26まで及び28」を「21、25から27まで及び29」に、「支所長」を「当該支所長」に改め、同表備考14中「高知県幡多土木事務所宿毛事務所、土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び土佐清水事務所」に、「28」を「29」に、「土佐清水事務所長及び坂本ダム管理事務所長」を「及び土佐清水事務所長」に改め、同表備考15中「高知県幡多土木事務所宿毛事務所、土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所、土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」に、「31、33、35及び37」を「32、34、36及び38」に、「土佐清水事務所長及び坂本ダム管理事務所長」を「及び土佐清水事務所長」に改め、同表備考16中「32及び36」を「33及び37」に改め、同表備考17中「高知県幡多土木事務所宿毛事務所、土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び土佐清水事務所」に、「17」を「18」に、「土佐清水事務所長及び坂本ダム管理事務所長」を「及び土佐清水事務所長」に改め、同表備考18中「20及び21」を「21及び22」に改め、同表備考19中「24から26まで、30及び34」を「25から27まで、31及び35」に改め、同表備考20中「16」を「17」に改め、同表備考21中「17」を「18」に改め、同表備考22中「20及び21」を「21及び22」に改め、同表備考23中「22、23、27及び30から37まで」を「23、24、28及び31から38まで」に改め、同表備考24中「38」を「39」に改め、同表備考25中「24から26まで」を「25から27まで」に改め、同表備考26中「28」を「29」に改める。

別表第3中「第11条関係」を「第8条、第11条、第15条関係」に改め、同表の1の(1)の表中「部長等」を「部長」に改め、同表の1の(1)の表1の(2)の項中「(1)」を「並びに(1)」に改め、同表の1の(2)中「政策法制課」を「法務課」に改め、同表の1の(2)の表中「部長等」を「部長」に改め、同表の1の(2)の表1の(1)の項中「別表第1の1の(2)」を「別表第1の1の(2)及び(3)」に改め、同表の1の(2)の表4の項を次のように改める。

4 行政書士法(昭和26年法律第4号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 行政書士試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委任(法第3条及び第4条第1項)				○													
	(2) 行政書士又は行政書士法人の事務所への立入検査(法第13条第1項)							○										
	(3) 行政書士又は行政書士法人に対する懲戒及び聴聞の実施(法第14条、第14条の2第1項及び第2項並びに第14条の3第3項)					○												
	(4) 行政書士又は行政書士法人について通知された事実に係る調査(法第14条の3第2項)							○										
	(5) 行政書士会の会則の認可(法第16条の2)								○									
	(6) (1)から(5)までの事項以外の法に関すること。											○						

別表第3の1の(3)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の1の(3)の表1の項中「平成2年高知県条例第1号」を「平成2年高知県条例第1号。以下この項において「条例」という。」に改め、同表の1の(3)の表1の(1)の項及び1の(2)の項中「高知県情報公開条例」を「条例」に改め、同表の1の(3)の表2の項中「平成13年高知県条例第2号」を「平成13年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。」に改め、同表の1の(3)の表2の(1)の項及び2の(2)の項中「高知県個人情報保護条例」を「条例」に改め、同表の1の(4)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の1の(4)の表2の(2)の項中「別表第1の3の(12)」を「別表第1の3の(13)」に改め、同表の1の(5)中「人事企画課」を「人事課」に改め、同表の1の(5)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の1の(5)の表人事企画に関する事務の(5)の項を次のように改める。

(5) 職員の研修に関する こと。								○										
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の1の(6)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の1の(7)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の1の(7)の表3の(1)の項中「総務大臣への」を「総務大臣への協議又は」に、「第33条の7第4項」を「第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項」に改め、同表の1の(8)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、同表の1の(9)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、3の項を削り、同表の1の(10)及び1の(11)を削り、同表の2中「企画振興部」を「政策企画部」に改め、同表の2の(1)中「分権・連携推進室」を「地方分権推進課」に改め、同表の2の(1)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表2の(2)を削り、2の(1)を2の(2)とし、2の(1)として次のように加える。

- (1) 企画調整課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			
1 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)に関する事務	(1) 周辺地域についての公共施設整備計画の作成及び変更の主務大臣への同意を求める協議(発電用施設周辺地域整備法第4条第1項及び同条第9項において準用する同条第1項)	○							関係する部局長	
	(2) (1)のうち軽易な変更に係るもの			○					〃	
2 河川法(昭和39年法律第167号)に関する事務	水利使用に関する処分に係る国土交通大臣への意見の具申(河川法第36条第1項)			○						

別表第3の2の(3)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の2の(3)の表2の項中「昭和22年法律第26号」を「昭和22年法律第26号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の2の(3)の表2の(1)の項から2の(3)の項までの規定中「学校教育法」を「法」に改め、同表の2の(3)の表3の(1)の項中「第16条」を「法第16条において準用する法第12条」に改め、同表の2の(3)の表7の(6)の項中「第21条の規定による」を「第17条第1項の規定に基づく兼職及び他の事業等の従事に係る」に改め、同表の2の(4)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の2の(4)の表3の項中「地方公営企業法に関する事務」を「地方公営企業法(以下この項において「法」という。)に関する事務」に改め、同表の2の(4)の表3の(1)の項及び3の(2)の項中「地方公営企業法」を「法」に改め、同表の2の(4)の表5の項中「昭和25年法律第211号」を「昭和25年法律第211号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の2の(4)の表5の(1)の項及び5の(2)の項中「地方交付税法」を「法」に改め、同表の2の(4)の表10の(2)の項中「第6条第6項」を「第6条第6項において準用する同条第1項」に改め、同表の2の(5)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の2の(5)の表3の(6)の項中「関すること(法第60条)。」を「関すること。(法第60条)」に改め、同表の2の(6)の表中

部局長	部局長
-----	-----

等」を」に改め、同表の2の(6)の表1の項中「昭和60年法律第63号」を「昭和60

年法律第63号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の2の(6)の表1の(1)の項中「半島振興法」を「法」に、「部局長等」を「部局長」に改め、同表の2の(6)の表1の(2)の項中「半島振興法」を「法」に改め、同表の2の(6)の表2の項中「の作成」を「を定めること。」に改め、同表の2の(6)の表4の項を削り、同表の2の(6)の表5の項中「昭和40年法律第64号」を「昭和40年法律第64号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の2の(6)の表5の(1)の項中「山村振興法」を「法」に、「関係する部局長等」を「」に改め、同表の2の(6)の表5の(2)の項中「山村振興法第7条の2第1項」を「法第7条の2第1項及び第4項」に改め、同表の2の(6)の表5の(3)の項中「の協議及び同意(山村振興法)を「への同意(法)に、「農山村振興課長」を「農業農村支援課長」に改め、同表の2の(6)の表中5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同表の2の(7)の表中「部局長等」を「部局長」に、「第14条第1項」を「第14条第2項」に、「第14条第2項」を「第14条第3項」に、「第1条」を「第2条」に改め、同表の2の(8)の表を次のように改める。

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			
1 地方バス路線運行維持対策に関する事務	地方バス路線の運行維持対策に関すること。				○					
2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)に関する事務	航空機の航行の方法並びに第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定についての意見の具申(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第40条第1項)	○						清流・環境課長		

別表第3の2の(9)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の2の(10)を次のように改め

る。

(10) 情報政策課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			
電子計算機及びネットワークの運営に関する事務	(1) 電子計算機の運営に関すること。				○					
	(2) 県庁ネットワークの運営管理に関すること。				○					
	(3) 高知県新情報ハイウェイの運営管理に関すること。				○					
	(4) 高知県新情報ハイウェイの民間利用に関すること。				○					

別表第3の2の(11)及び2の(12)を削り、同表の2の(13)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の2の(13)の表1の項中「昭和22年法律第18号」を「昭和22年法律第18号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の2の(13)の表1の(1)の項中「統計法第7条第1項」を「法第7条第1項及び第2項」に改め、同表の2の(13)の表1の(2)の項及び1の(3)の項中「統計法」を「法」に改め、同表の2の(13)の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、同表の2の(13)を同表の2の(11)とする。

別表第3の9中「(港湾空港局各課を除く。)」を削り、同表の9の(1)及び9の(2)を次のように改める。

(1) 建設管理課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			
1 建設業法(昭和24年法律第100	(1) 建設業者に対する必要な指示及び営業の停止命令(法第28条第1項から第5項まで)		○							

号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(2) 許可の基準を満たさなくなった場合等及び許可の条件に違反したことによる建設業者の許可の取消し(法第29条)									○										
	(3) 営業の停止命令及び建設業者の許可の取消しの場合の新たな営業の禁止(法第29条の4)									○										
	(4) 公正取引委員会への措置請求(法第42条第1項)									○										
	(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。																			○
	(6) (5)のうち重要なもの										○									
	2 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する浄化槽工事業に関する事務	(1) 浄化槽工事業者に対する必要な指示、登録の取消し及び事業の停止命令(浄化槽法第32条第1項及び第2項)									○									
	(2) (1)の事項以外の浄化槽工事業に関すること。																			○
3 建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)に関する事務	建設機械の打刻及び検認その他の建設機械抵当法施行令に関すること。																			○
4 建設工事統計調査規則(昭和30年建設省令第29号)に関する事務	建設工事統計調査の執行その他の建設工事統計調査規則に関すること。																			○
5 建設工事にお	(1) 入札参加資格者の指名停止に関すること。																			○

る入札参加資格等に関する事務	(2) 入札参加資格の要件及び格付、取消し、継承等に関すること。																			○		
	(3) (2)のうち重要なもの																			○		
6 建設工事における入札及び契約の	(1) 入札及び契約の手続に関すること。																			○		
	(2) (1)のうち重要なもの																			○		
7 設計積算に関する事務	設計積算に関すること。																			○		
8 公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)に関する事務	(1) 公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)に関すること。																			○		
	(2) (1)のうち重要なもの																			○		
9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 基本方針等に関すること。(法第3条及び第4条)																			○		
	(2) 法に規定する解体工事業における解体工事業者に対する登録の拒否、登録の取消し及び事業の停止命令(法第24条第1項及び第35条第1項)																			○		
	(3) (2)の事項以外の解体工事業に関すること。																			○		
	(4) 利用の協力要請に関すること。(法第41条)																			○		
	(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。																			○		
10 建設副産物対策に関する事務	建設副産物対策に関すること。																			○		
(2) 建設検査課																				○		
事務の種類	事項(根拠条項)																			決裁権者	合議先	備考

	知事	専決権者						受任者 所長
		副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長	
1 土木資材等の試験検査に関する事務	土木資材等の試験検査に関すること。				○			
2 土木部技術職員の研修に関する事務	土木部技術職員の研修に関すること。				○			
3 土木工事における施工技術者の研修に関する事務	土木工事における施工技術者の研修に関すること。				○			

別表第3の9の(3)を削り、同表の9の(4)中「土地対策課」を「用地対策課」に改め、同表の9の(4)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の9の(4)の表1の(4)の項中「(同条第14項において準用する場合を含む。)」を「及び同条第14項において準用する同条第10項」に改め、同表の9の(4)の表2の項中「昭和26年法律第180号」を「昭和26年法律第180号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の9の(4)の表2の(1)の項及び2の(2)の項中「国土調査法」を「法」に改め、同表の9の(4)の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同表の9の(4)の表7の項中「昭和38年法律第152号」を「昭和38年法律第152号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の9の(4)の表7の(1)の項及び7の(2)の項中「不動産の鑑定評価に関する法律」を「法」に改め、同表の9の(4)の表中7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表の9の(4)の表に次のように加える。

10 不動産登記法(平成16年法律第123号。以下この項において「法」)	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第92条第1項の不用物件及び河川法第91条第1項の廃川敷地等の処分並びに農道、水路等の付け替え等に伴う登記の嘱託(法第116条)				○			
	(2) (1)以外の登記の嘱託					○		土木事

という。)に関する事務	託(法第116条第1項)								務所長(土木事務所内事務所がある土木事務所においては、土木事務所内事務所長が専決することができる。)高知駅周辺都市整備事務所
11 土地収用法(昭和26年法律第219号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 事業の準備のための他人の土地への立入りの許可(法第11条第1項)				○				
	(2) 事業の用に供するための土地等の取得に係る紛争の解決のあっせん委員のあっせん(法第15条の2第1項)				○				
	(3) 事業の認定(法第16条)	○							
	(4) 収用又は使用の手続を保留した土地についての手続の開始(法第34条)				○				
	(5) 収用又は使用の裁決の高知県収用委員会への申請(法第39条)		○						
	(6) 土地及び物件の引渡し並びに物件の移転の代執行(法第102条の2第2項)	○							

	(15) (14)のうち手掘りに係るもの								○		土木事務所長
	(16) 公共用財産の使用等の許可の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令(条例第8条)								○		〃
	(17) 公共用財産における砂利採取の許可の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令(条例第8条)	ア 条例第8条第1項並びに第2項第1号及び第2号に掲げる場合							○		〃
		イ ア以外の場合					○				
	(18) 公共用財産の使用等の許可に係る使用料等の徴収(条例第9条)								○		土木事務所長
	(19) 公共用財産における砂利採取の許可に係る採取料の徴収(条例第9条)					○					
	(20) (19)のうち手掘りに係るもの								○		土木事務所長
	(21) 使用料等の減免(条例第10条)								○		〃
	(22) 使用料等の還付(条例第11条)								○		〃
	(23) 過料を科すること。(条例第12条)				○						
17	国有財産法(以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 国有財産の境界の確定の協議に関すること。(法第31条の3)							○		土木事務所長
		(2) (1)の事項以外の法に関すること及び国有財産法施行令に関すること。				○					
18	高知県土木工事取締条例	(1) 土木工事の許可及び工作物の供用の廃止の許可(条例第2条)							○		土木事務所長

(昭和23年高知県条例第13号。以下この項において「条例」という。)	(2) 工事の計画の変更の許可(条例第6条)								○		〃
	(3) 工事の期間の伸長の許可(条例第7条第1項ただし書)								○		〃
	(4) 権利の譲渡等の許可(条例第9条第1項)								○		〃
	(5) 許可等の取消し、原状回復命令等(条例第15条)								○		〃
	(6) 条例又は条例に基づいて命じた義務の代執行(条例第16条)								○		〃
	(7) 許可の追認(条例第18条第2項)								○		〃
19	砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 砂利採取業務主任者試験の合格者と同等以上の知識及び技能を有することの認定(法第6条第1項第5号ロ)						○			
		(2) 砂利採取業務主任者試験の実施(法第15条第1項)							○		
		(3) 採取計画の認可(法第16条)							○		
		(4) 採取計画の変更の認可及び届出の受理(法第20条第1項から第3項まで)							○		
		(5) 砂利採取業者に対する認可採取計画の変更命令(法第22条)							○		
		(6) 認可を受けた砂利採取業者に対する緊急の場合の必要な措置及び砂利の採取の停止の命令並びに違反者に対する必要な措置の命令(法第23条)							○		
		(7) (3)及び(4)のうち新規採取地に係る認可及び重要と認められるもの並びに(5)及び(6)のうち重要と認められるもの					○				
	(8) (3)から(6)までの								○		土木事

	うち手掘りに係るもの																		務所長
	(9) 砂利の採取の廃止の届出の受理(法第24条)																		
	(10) (9)のうち手掘りに係るもの																		土木事務所長
	(11) 違反者等に対する採取計画の認可の取消し及び砂利の採取の停止命令(法第26条)																		
	(12) 採取計画の認可及び変更の認可に係る手数料の徴収(高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)第30条)																		
	(13) (12)のうち手掘りに係るもの																		土木事務所長
	(14) (1)から(13)までの事項以外の法に関する事																		
20	河川法に関する事務	(1) 土石等の採取の許可(河川法第25条)																	河川課長
		(2) (1)のうち新規採取地に係るもの及び重要と認められるもの																	
		(3) (1)のうち手掘りに係るもの																	土木事務所長
21	高知県河川流水占用料等徴収条例(平成11年高知県条例第51号)に関する事務	(1) 土石採取料その他の河川産出物採取料の徴収(高知県河川流水占用料等徴収条例第2条)																	
		(2) (1)のうち手掘りに係るもの																	土木事務所長
22	高知県漁業調整規則に関する事務	(1) 漁業権の設定されている漁場内における砂利採取の許可(高知県漁業調整規則第46条第1項)																	漁業管理課長
		(2) (1)のうち重要と認められるもの																	海洋部長 漁業管理課長
23	その他	(1) 設計書に記載された																	土木事

の事務	用地の買収及び補償に関する事																		務所長 (土木事務所内事務がある土木事務所においては、土木事務所所内事務所長が専決することができる。)高知駅周辺都市整備事務所長
	(2) 買収用地に係る登記済権利証の保存及び当該用地の管理に関する事																		〃
	(3) 土地開発公社に取得を委託する用地に関する調査及び当該委託業務の指導に関する事																		〃
	(4) 土地開発公社に取得を委託する用地についての別に知事が定める資金の貸付けに関する事																		〃
	(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき設置する急傾斜地崩壊防止施設の用地の寄附受納並びに当該用地に係る登記及び登記済権利証の保存に関する事																		土木事務所長

決定に係る同意（法第19条第3項）																				
(4) 都市計画の変更及び市町村の都市計画の変更に係る同意（法第21条第1項及び同条第2項において準用する法第19条第3項）																				

別表第3の9の(9)の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項及び12の項を削り、同表の9の(9)の表13の項中「掲記された」を「記載された」に改め、同項を同表の9の(9)の表10の項とし、同表の9の(9)の表14の項を削り、同表の9の(9)を同表の9の(7)とし、同表の9の(10)中「下水道課」を「公園下水道課」に改め、同表の9の(10)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の9の(9)の表5の(3)の項中「(1)から(2)まで」を「(1)及び(2)」に改め、同表の9の(9)の表中5の項を7の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 都市公園の設置、区域の変更又は廃止の公告（法第2条の2）	○																		
	(2) (1)のうち軽易なもの																			
	(3) 公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理の許可（法第5条第1項及び第2項）																			
	(4) (3)のうち軽易なもの																			
	(5) (3)のうち許可の更新に係るもの																			
	(6) 公園施設の占用の許可及び許可事項の変更の許可（法第6条第1項及び第3項）																			
	(7) (6)のうち軽易なもの（法第7条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げるものを除く。）																			
	(8) (6)のうち法第7条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げるものに係るもの並びに許可の更新に係るもの																			
	(9) (3)から(7)までの																			

	許可に条件を付すること。（法第8条）																			
(10)	(3)から(7)までの許可の期間満了時に都市公園を現状に回復させる等の必要な指示をすること。（法第10条第2項）																			
(11)	公園立体区域の立体的区域を定めること。（法第20条）																			
(12)	公園一体建物に関する協定の締結等（法第22条第1項）																			
(13)	(12)に掲げる協定を締結した場合の公示等（法第22条第2項）																			
(14)	立体都市公園の公園保全立体区域の指定、公告等（法第25条第1項及び第3項）																			
(15)	立体都市公園の構造に損害を防止するための必要な命令（法第26条第2項及び第4項）																			
(16)	違反者等に対する許可の取消し、原状回復命令等及び当該必要な措置の執行（法第27条第1項から第7項まで）																			
(17)	監督処分に伴う損失補償等（法第28条）																			
(18)	公園予定区域等の決定（法第33条第1項）																			
6 高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号。以下この項において「条例」という。）	(1) 都市公園の区域の変更及び廃止の告示（条例第2条）	○																		
	(2) (1)のうち軽易なもの																			
	(3) 都市公園における制限行為の許可及び許可事項の変更の許可（条例第4条第1項及び第3項）																			
	(4) 違反者等に対する入園拒否又は退去命令（条																			

2 公有水面埋立法 (以下この項において「法」という。)に関する事務	(10) 水域施設等の建設及び改良の禁止等の命令(法第56条の3第2項)								○									
	(11) 違反者等に対する工事等の中止命令、原状回復命令等及び当該違反者等を確知できないときの当該措置の執行(法第56条の4)								○									
	(12) 港湾区域内の工事等の許可を受けた者からの報告の徴収及び当該許可に係る行為に係る場所への立入検査(法第56条の5第1項)								○									
	(13) (1)から(12)までの事項以外の法に関すること。								○									
	(1) 公有水面の埋立ての免許(法第2条第1項)								○									
	(2) 埋立てに関する事項の変更の許可(法第13条の2第1項)								○									
	(3) 埋立地の所有権の移転等の許可(法第27条第1項)								○									
	(4) 埋立地の用途と異なる利用の許可(法第29条第1項)								○									
	(5) しゅん功認可前における違反者等に対する免許の取消し、原状回復等(法第32条第1項)								○									
	(6) しゅん功認可後における違反者に対する違反により生じた事実の更正等(法第33条第1項)								○									
	(7) 免許の失効及び効力の復活(法第34条第1項)								○									
	(8) 免許の失効の場合の原状回復義務の免除(法第35条第1項ただし書)								○									
	(9) 免許を受けずに工事								○									

	をした者に対する原状回復等及び当該原状回復の免除(法第36条において準用する法第32条第1項及び第35条第1項ただし書)																	
	(10) 免許料及び鑑定費用の強制徴収(法第38条)																○	
	(11) (1)から(10)までの事項以外の法に関すること。																○	
3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	財産の処分の承認の申請(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条)																○	
4 国有財産法に関する事務	用途廃止財産の引継ぎの手続その他の国有財産法に関すること。																○	
5 高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号。以下この項において「条例」という。)に関する事務	(1) 行為の規制(条例第3条第1項)																○	土木事務所長(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)
	(2) 入出港の届出の受理(条例第3条の2)																○	〃
	(3) 港湾施設の使用禁止等の命令(条例第4条)																○	〃

	(4) 港湾施設の占用及び使用の許可(条例第5条第1項及び第2項)								○		〃
	(5) 占用料及び使用料の徴収(条例第6条)								○		〃
	(6) 占用又は使用の期間延長(条例第7条)								○		〃
	(7) 使用料の免除(条例第8条第2項)								○		〃
	(8) 占用許可の承継の届出の受理(条例第9条の2第2項)								○		〃
	(9) 占用又は使用の許可の取消し、許可条件の変更及び既設工作物の改築、変更、撤去その他必要な措置の命令(条例第11条)								○		〃
	(10) 原状回復に関すること。(条例第12条から第12条の3まで)								○		〃
	(11) 占用料及び使用料の還付(条例第13条)								○		〃
	(12) (1)から(11)までの事項以外の条例に関すること。					○					
6 高知県 港湾区域 内等にお ける行為 の規制に 関する条 例(平成 11年高知 県条例第 52号。以 下この項 において 「条例」 という。) に関する 事務	(1) 土砂採取料(手掘りに係るものを除く。)の徴収(条例第12条)					○					用地対 策課長
	(2) 占用料及び土砂採取料の減免(条例第13条第2号及び第3号)					○					
	(3) 土砂採取料(手掘りに係るものを除く。)の還付(条例第14条)					○					用地対 策課長
	(4) 占用期間が満了したとき又は占用の廃止をしたときの原状回復義務の免除(条例第16条ただし書)						○				
	(5) 過怠金の徴収(条例第17条)						○				
	(6) (1)から(5)までの事項以外の条例に関する									○	

	こと。											(高知 県高知 土木事 務所 あつて は、高 知県高 知土木 事務所 高知港 事務所 長が専 決する ことが できる。)
7 高知県 の管理す る港湾の 臨港地区 内の分区 における 構築物の 規制に関 する条例 (昭和40 年高知県 条例第4 号。以下 この項に おいて 「条例」 という。) に関する 事務	(1) 禁止構築物の建築等の許可(条例第3条)								○			
	(2) (1)の事項以外の条例に関すること。									○		
8 港湾調 査規 則 (昭和26 年運輸省 令第13 号)に関 する事務	甲種港湾月報の国土交通大臣への提出その他の港湾調査規則に関すること。									○		
9 統計法 施行令	港湾調査実地調査証の交付(統計法施行令第5条)									○		

(昭和24年政令第130号)に関する事務																							
10 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に関する事務	廃油の処理に関する国土交通大臣への報告(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第1項)																				○		
11 建築基準法に関する事務	建築基準法による許可及び確認に関する意見(建築基準法第6条第1項)																					○	土木事務所長(高知県高知土木事務所)については、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)〃
12 その他 の事務	(1) 県の管理に属する港湾の公共用物に関し、法令の規定又はこれに基づく処分に違反した者に対する当該違反の停止命令に関すること。																					○	〃
	(2) 設計書に記載された労務者の雇入れ(日々雇入れでその引き続き期間が1月未満のものに限る。)及び解雇に関する																					○	〃

こと。																								
(3) 高知県港湾施設使用許可等市町村事務処理交付金の交付の決定及び当該交付金の支払に関すること。																							○	〃

(12) 海岸課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考															
		知事	専決権者							受任者														
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等				所長	所長												
1 海岸法(昭和31年法律第101号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 海岸保全基本計画の策定(法第2条の3第1項) (2) 海岸保全区域の指定及び廃止(法第3条第1項、第2項及び第4項) (3) 他の施設等の設置に係る海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内の占用並びに施設及び工作物の設置に係る一般公共海岸区域(水面を除く。)内の占用の許可(占用面積が300平方メートル以内のもの又はブロック等製作作業ヤード等の占用に係るものに限る。)(法第7条第1項及び第37条の4)			○																				
	(4) 海岸保全区域の土石の採取(手掘りに係るものに限る。)、海岸保全																						○	〃

立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	の制限（条例第3条）																務所長		
	(2) 公園の利用の禁止及び制限（条例第5条）																〇	〃	
	(3) 公園の利用の許可等する条例（条例第6条）																	〇	〃
	(4) 使用料の徴収並びに減免（高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県規則第79号）第10条第1項第1号及び第2号の規定によるものに限る。）及び選付（条例第14条第1項及び第3項）																	〇	〃
	(5) (1)から(4)までの事項以外の条例に関する事																	〇	〃
6 その他の事務	(1) 県の管理に属する海岸の公共用物に関し、法令の規定又はこれに基づく処分に違反した者に対する当該違反の停止命令に関する事																	〇	土木事務所長（高知県高知土木事務所には、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。）
	(2) 設計書に記載された労務者の雇入れ（日々雇入れでその引き続き期間が1月未満のものに限る。）及び解雇に関する事																	〇	〃

別表第3中10及び11を削り、9を12とし、11として次のように加える。

11 産業技術部各課

(1) 産業技術振興課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			
1 高知県工業技術センターに関する事務	(1) 利用の許可（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号。以下この項において「条例」という。）第3条第1項及び第2項）								〇	高知県工業技術センター所長
	(2) 利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第4条）								〇	〃
	(3) 使用料及び手数料の減免（条例第7条）								〇	〃
	(4) 使用料及び手数料の選付（条例第8条ただし書）								〇	〃
	(5) 企業化支援研究室の改造及び模様替えの承認（条例第10条ただし書）								〇	〃
	(6) 利用時間の変更（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号。以下この項において「規則」という。）第2条第2項）								〇	〃
	(7) 特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可（規則第12条第1項ただし書）								〇	〃
	(8) 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第								〇	〃

		14条第1項)											
2	高知県立紙産業技術センターに関する事務	(1) 利用の許可(高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第6号。以下この項において「条例」という。)第3条)										○	高知県立紙産業技術センター所長
		(2) 利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更(条例第4条)										○	〃
		(3) 使用料及び手数料の減免(条例第7条)										○	〃
		(4) 使用料及び手数料の還付(条例第8条ただし書)										○	〃
		(5) 利用時間の変更(高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号。以下この項において「規則」という。)第2条第2項)										○	〃
		(6) 特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可(規則第12条ただし書)										○	〃
		(7) 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示(規則第14条第1項)										○	〃
3	高知県立産業構造改善支援センターに関する事務	(1) 利用の許可(高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第7号。以下この項において「条例」という。)第4条)									○	高知県立森林技術センター所長	
		(2) 利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更(条例第5条第1項)									○	〃	

	(3) 使用料の減免(条例第7条)										○	〃
	(4) 使用料の還付(条例第8条ただし書)										○	〃
	(5) 利用時間の変更(高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年高知県規則第69号)第2条第2項)										○	〃
	(6) 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示(高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第13条)										○	〃
4	高知県農業技術センターに関する事務	(1) 高知県農業技術センターの宿泊棟の利用に伴う手続事務に関すること。									○	高知県農業技術センター所長
		(2) 生産物の処分に関すること。									○	〃
		(3) 高知県農業技術センター茶業試験場の寄宿舎の利用に伴う手続事務に関すること。									○	高知県農業技術センター茶業試験場長
5	高知県畜産試験場に関する事務	牛の処分に関すること。								○	高知県畜産試験場長	
6	高知県立森林技術センターに関する事務	(1) 利用時間の変更(森林総合センターの設置及び管理に関する条例(以下この項において「条例」という。)第5条第2項)									○	高知県立森林技術センター所長
		(2) 利用の許可(条例第6条第1項及び第2項)									○	〃
		(3) 利用の許可の取消し、利用の停止及び利用									○	〃

2 森林造成関係事業に関する事務	(1) 事業のしゅん工検査及び指導監督に関すること。										○		〃
	(2) 緊急間伐総合支援事業費補助金及び森林整備推進事業費交付金の内示、交付決定、確定及び支払に関すること。										○		〃
	(3) 全体計画の認定及び承認に関すること。								○				
3 林業種苗に関する事務	(1) 育種母樹及び普通母樹林並びに普通母樹及び普通母樹林の伐採の届出の受理(林業種苗法(昭和45年法律第89号)第7条第3項)											○	林業事務所長(高知中央林業事務所嶺北林業振興事務所管内区域の事項については、高知中央林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。)
	(2) 採種採穂園の改良及び維持管理並びにその一部の委託に関すること。											○	〃
	(3) (1)及び(2)の事項以外の林業種苗に関すること。								○				
4 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 森林害虫等の駆除及びまん延防止のための駆除命令等(法第5条)								○				
	(2) 森林害虫防除員の森林等への立入検査(法第6条第1項)											○	林業事務所長(高知中央林業事務所嶺北林業振興事務所管内区域の事項

5 森林国営保険法の交付、保険証書の再交付、保険契約の記載事項の変更、保険料の返還、損害の実地調査結果の報告等(森林国営保険法第6条第1項及び第20条ただし書並びに森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)第3条から第11条まで及び第13条)	(3) 駆除命令等による損失の補償(法第8条第1項)											○	〃
	(4) 補助金の内示、交付決定、しゅん工検査、支払及び確定に関すること。											○	〃
	森林国営保険の保険証書の交付、保険証書の再交付、保険契約の記載事項の変更、保険料の返還、損害の実地調査結果の報告等(森林国営保険法第6条第1項及び第20条ただし書並びに森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)第3条から第11条まで及び第13条)										○		
4 青年等(1) 就農促進方針の策定及び変更(法第3条第1項及び第3項) (2) 就農計画の認定及び資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。以下この項において「法」という。) (3) 県青年農業者等育成センターの指定及び名称等の変更の届出の受理(法第5条第1項及び第3項) (4) 県青年農業者等育成センターの貸付業務の実施に関する規程の認可(法第12条第1項) (5) 県青年農業者等育成センターの事業計画及び収支予算の認可(法第13	(1) 就農促進方針の策定及び変更(法第3条第1項及び第3項)											○	
	(2) 就農計画の認定及び資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。以下この項において「法」という。)											○	
	(3) 県青年農業者等育成センターの指定及び名称等の変更の届出の受理(法第5条第1項及び第3項)											○	
	(4) 県青年農業者等育成センターの貸付業務の実施に関する規程の認可(法第12条第1項)											○	
	(5) 県青年農業者等育成センターの事業計画及び収支予算の認可(法第13											○	

別表第3の7を同表の9とし、同表の6中「農林水産部各課(森林局の各課室及び海洋局の各課を除く。)」を「農業振興部各課室」に改め、同表の6の(1)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の6の(2)中「農山村振興課」を「農業農村支援課」に改め、同表の6の(2)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の6の(2)の表1の項中「。以下この項において「法」という。」を削り、「法に」を「農地法に」に改め、同表の6の(2)の表2の項中「。以下この項において「法」という。」を削り、「法に」を「農業振興地域の整備に関する法律に」に改め、同表の6の(2)の表3の項中「。以下この項において「法」という。」を削り、「法に」を「農村地域工業等導入促進法に」に改め、同表の6の(2)の表4の項を次のように改める。

条第1項)									
(6) 県青年農業者等育成センターに対する報告の徴収及び業務の運営の改善に関する必要な措置の命令(法第15条第1項及び第2項)			○						
(7) 県青年農業者等育成センターの指定の取消し(法第15条第3項)			○						
(8) (1)から(7)までの事項以外の法に関すること。					○				

別表第3の6の(2)の表5の項を削り、同表の6の(3)中「担い手支援課」を「協同組合指導課」に改め、同表の6の(3)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の6の(3)の表2の(1)の項中「。以下この項において「規則」という。」を削り、同表の6の(3)の表2の(2)の項中「規則」を「高知県農業近代化資金利子補給規則」に改め、同表の6の(3)の表中4の項及び5の項を削り、6の項を4の項とし、同表の6の(3)の表7の項中「昭和36年法律第204号」を「昭和36年法律第204号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の6の(3)の表7の(1)の項及び7の(2)の項中「農業信用保証保険法」を「法」に改め、同表の6の(3)の表中7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を削り、同表の6の(3)の表に次のように加える。

9 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 農業協同組合の組合員以外の者の施設の利用の制限を緩和する農業協同組合の指定(法第10条第20項)			○					
	(2) 農業協同組合の大口信用供与規制の特例の承認(法第11条の4)			○					
	(3) 農業協同組合の設立の認可(法第60条)			○					
	(4) 農業協同組合の設立の認可の取消し(法第63条第2項)			○					
	(5) 農業協同組合の解散の認可(法第64条第2項)			○					
	(6) 農業協同組合の合併の認可(法第65条第2項)			○					
	(7) 農業共同組合連合会の権利義務承継の認可(法第70条第2項)			○					
	(8) 農業協同組合及び農事組合法人に対する資料の提出命令(法第93条第1項)			○					
	(9) 組合員の貯金若しくは定期積金の受入れ又は共済に関する事業を行う			○					

	農業協同組合に対する監督上必要な命令(法第94条の2)								
	(10) 法令等に違反した農業協同組合及び農事組合法人に対する必要な措置、業務の停止及び役員改選の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し(法第95条)			○					
	(11) 農業協同組合及び農事組合法人に対する解散命令(法第95条の2)			○					
	(12) 農業協同組合の総会の決議、選挙及び当選の取消し(法第96条第1項)			○					
	(13) 農業協同組合の施設の専用契約の取消し(法第97条)			○					
	(14) (1)から(13)までの事項以外の法に関すること。					○			
	(15) 信用事業を行う農業協同組合の余裕金運用基準に係る特定農業協同組合の承認及び特定組合の余裕金運用の特別の承認(農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第3条の5第1項及び第5項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省農林水産省令第1号)第59条)			○					
10 森林組合法(昭和53年法律第36号)に関する事務	森林組合等の検査に関すること。(森林組合法第111条)					○			
11 農業倉	農業倉庫業の認可その他					○			

庫業法 (大正6 年法律第 15号)に 関する事 務	の農業倉庫業法に関する こと。																			
12 農業協 同組合合 併助成法 (昭和36 年法律第 48号。以 下この項 において 「法」と いう。) に関する 事務	(1) 農業協同組合の合併 経営計画の認定(法第4 条)		○																	
	(2) 県農業協同組合合併 推進法人の指定(法第6 条第1項)		○																	
	(3) 県農業協同組合合併 推進法人の事業計画及び 収支予算並びにこれらの 変更の認可(法第8条第 1項)		○																	
	(4) 県農業協同組合合併 推進法人に対する業務の 運営の改善ための必要な 措置命令及び指定の取消 し(法第9条第2項及び 第3項)		○																	
	(5) (1)から(4)までの 事項以外の法に関するこ と。					○														
13 農業災 害補償法 (昭和22 年法律第 185号。以 下この 項におい て「法」 という。) に関する 事務	(1) 農業共済組合への当 然加入の基準を定めるこ と。(法第16条第1項)		○																	
	(2) 農業共済組合の設立 の認可(法第24条第1 項)		○																	
	(3) 農業共済組合の解散 の認可(法第46条第2 項)		○																	
	(4) 農業共済組合の合併 の認可(法第48条第2 項)		○																	
	(5) 農業共済組合に対す る役員の改選命令及び当 該改選命令に係る役員の 解任並びに解散命令(法 第142条の6)		○																	
	(6) 総会及び総代会の議		○																	

	決、選挙及び当選の取消 し(法第142条の7)																			
	(7) 高知県農業共済保険 審査会に関すること。 (法第143条の2)		○																	
	(8) (1)から(7)までの 事項以外の法に関するこ と。					○														
14 農水産 業協同組 合貯金保 険法(昭 和48年法 律第53 号。以下 この項に おいて 「法」と いう。) に関する 事務	(1) 農業協同組合の解散 等の農水産業協同組合貯 金保険機構への通知(法 第57条第3項)		○																	
	(2) 農業協同組合に対す る管理人による管理を命 ずる処分、処分の取消 し、管理人の選任等、報 告又は資料の提出及び必 要な命令(法第83条、第 84条、第85条、第88条及 び第118条)		○																	
15 犯罪に 関する事 務	報告又は資料の提出の求 め、立入検査、指導、助言 及び勧告並びに是正命令に 関すること。(犯罪による 収益の移転防止に関する法 律第13条から第16条まで)					○														

別表第3の6の(4)を削り、同表の6の(5)中「農業技術課」を「環境農業推進課」に改め、同表の6の(5)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の6の(5)の表1の項中「。以下この項において「法」という。」を削り、同表の6の(5)の表1の(3)の項中「法」を「農業改良助長法」に改め、同表の6の(5)の表2の項を次のように改める。

2 高知県 立農業大 学校に関 する事務	(1) 研修部門の定員及び 修業期間を定めること。 (高知県立農業大学の 設置及び管理に関する条 例(昭和58年高知県条例 第3号。以下この項にお いて「条例」という。) 第4条)		○																	
	(2) 授業料等の減免(条					○														

び」を「開設及び廃止並びに」に、「第58条」を「第58条第1項」に、「及び第65条、」を「並びに第65条第1項及び第2項並びに」に改め、同表の6の(7)の表3の(4)の項中「第9条及び第10条」を「第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項」に改め、同表の6の(7)の表3の(5)の項中「畜産課長」を「畜産振興課長」に、「による」を「による。」に改め、同表の6の(7)の表に次のように加える。

4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。)及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和26年政令第291号。以下この項において「政令」という。)に関する事務	(1) 日本農林規格の制定についての農林水産大臣への申出に関すること。(法第8条)			○							
	(2) 政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、表示に関する指示に関すること。(法第19条の14第1項及び第2項)			○							
	(3) 政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、(2)に掲げるもの以外に関すること。				○						
	(4) 製造業者等に対する改善指示の農林水産大臣への報告その他の政令に関すること。					○					
	(5) 法に基づく登録認定機関として行う有機農産物等の認定に関すること。(法第14条第2項)			○							

別表第3の6の(7)を同表の6の(5)とし、同表の6の(8)中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同表の6の(8)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の6の(8)の表4の項中「(以下この項において「法」という。)」を削り、「が管轄する区域に係るものは支所長」を「の所管区域内の事項にあつては、支所長に委任する。」に改め、同表の6の(8)の表5の項中「昭和30年法律第180号」を「昭和30年法律第180号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の6の(8)の表5の(1)の項及び5の(2)の項中「養ほう振興法」を「法」に改め、同表の6の(8)の表12の項中「昭和35年法律第49号」を「昭和35年法律第49号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の6の(8)の表12の(1)の項中「養鶏振興法」を「法」に、「家畜保健衛生所

長」を「家畜保健衛生所長(支所の所管区域内の事項にあつては、支所長に委任する。)」に改め、同表の6の(8)の表12の(2)の項中「養鶏振興法」を「法」に改め、同表の6の(8)の表16の項を次のように改める。

16 牧野法(昭和25年法律第194号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 県の牧野管理規程の作成及び変更に関すること。(法第3条第1項、第2項及び第4項から第6項まで)					○					
	(2) 市町村の牧野管理規程の作成及び変更の届出の受理(法第3条第5項及び同条第6項において準用する同条第5項)					○					
	(3) 牧野管理者に対する牧野管理規程についての必要な助言及び勧告(法第3条第7項)					○					
	(4) 保護牧野への立入検査(法第12条第1項)								○		家畜保健衛生所長

別表第3の6の(8)の表20の(1)の項中「開設及び」を「開設及び廃止並びに」に、「第58条」を「第58条第1項」に、「及び第65条、」を「並びに第65条第1項及び第2項並びに」に改め、同表の6の(8)の表20の(2)の項中「第9条及び第10条」を「第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項」に改め、同表の6の(8)の表21の(1)の項中「その他必要な」を「その他の必要な」に改め、同表の6の(8)の表21の(2)の項中「立入検査等」を「立入調査等」に改め、同表の6の(8)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の6の(9)の表1の(7)の項中「耕地課長」を「課長」に改め、同表の6の(9)の表3の項中「河川防災課」を「河川課」に改め、同表の6の(9)の表5の(1)の項及び5の(3)の項中「掲記された」を「記載された」に改め、同表の6の(9)を同表の6の(7)とする。

別表第3中6を8とし、7として次のように加える。

7 観光部各課
観光振興課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長 課室長補佐等			
1 旅行業	(1) 旅行業及び旅行者			○					

業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に関する事務	する法律に関すること。																			
6 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 団体協約の締結に係るあっせん及び調停（法第9条の2の2第1項）			○																
	(2) 組合及び中央会の業務及び会計の検査（法第105条の4第1項）			○																
	(3) 必要な措置の命令に違反したとき等の組合及び中央会に対する解散命令（法第106条第2項）			○																
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。						○													
7 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 商工会の設立の認可（法第23条第1項及び第60条）			○																
	(2) 商工会に対する警告及び勧告並びに業務の一部停止及び設立の認可の取消し（法第51条第1項から第4項まで及び第60条）			○																
	(3) 設立の認可の取消しにより解散した商工会の清算人の選任（法第53条及び第60条）			○																
	(4) 県商工会連合会の設立の認可（法第55条の15において準用する法第23条第1項及び法第60条）			○																
	(5) 県商工会連合会に対する警告並びに業務の一部停止及び設立の認可の取消し並びに設立の認可の取消しにより解散した県商工会連合会の清算人			○																

	の選任（法第58条第5項において準用する法第51条第1項及び第2項、法第58条第6項において準用する法第53条並びに法第60条）																			
	(6) (1)から(5)までの事項以外の法に関すること。										○									
8 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 商工会議所に対する警告及び業務の一時停止（法第59条第1項（同項第2号を除く。）及び第84条）			○																
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。										○									
9 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に関する事務	商業高度化事業計画の認定（中小小売商業振興法第4条第1項から第3項まで及び第6項並びに第15条）										○									
10 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）に関する事務	中小小売商と物品の製造業者等との間に生じた紛争のあっせん及び調停（小売商業調整特別措置法第15条）										○									
11 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以	(1) 総合効率化計画の認定（法第4条第1項及び第3項並びに第23条）										○									
	(2) 総合効率化計画の認定及び変更の認定に係る意見の具申（法第4条第5項及び法第5条第3項において準用する法第4条第5項）										○									

下この項において「法」という。)に関する事務	(3) 総合効率化計画の変更の認定及び認定の取消し(法第5条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する法第4条第3項並びに法第23条)			○							
	(4) 特定流通業務施設の計画の確認(法第7条第1項及び第2項並びに第23条)			○							
	(5) 認定総合効率化事業者への認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力(法第20条第2項)			○							
	(6) 認定総合効率化事業者からの認定総合効率化事業の実施状況についての報告の徴収(法第21条及び第23条)			○							
12 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)に関する事務	中小企業団体からの大企業者の事業の開始及び拡大の計画に関する調査の申出の主務大臣への提出(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第5条第2項)			○						関係する課室長	

別表第3の5の(3)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の5の(4)を削り、同表の5の(5)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の5の(5)の表1の項中「昭和24年法律第174号」を「昭和24年法律第174号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の5の(5)の表1の(1)の項及び1の(2)の項中「労働組合法」を「法」に改め、同表の5の(5)の表5の(2)の項中「授業料」を「授業料及び受講料」に改め、同表の5の(5)の表5の(3)の項中「及び授業料」を「、授業料及び受講料」に改め、同表の5の(5)の表10の項中「昭和35年法律第123号」を「昭和35年法律第123号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の5の(5)の表10の(1)の項中「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条の6第3項」を「法第7条第3項」に改め、同表の5の(5)の表10の(2)の項中「障害者就業・生活支援センター」を「障害者雇用支

援センター及び障害者就業・生活支援センター」に、「障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の18第1項」を「法第27条第1項及び第33条」に改め、同表の5の(5)の表12の項中「昭和62年法律第23号」を「昭和62年法律第23号。以下この項において「法」という。」に改め、同表の5の(5)の表12の(1)の項から12の(4)の項までの規定中「地域雇用開発促進法」を「法」に改め、同表の5の(5)の表16の項中「(外部の労働者からの通報)の通報・相談」を「に係る措置及び教示」に、「第10条」を「第10条第1項」に改め、同表中5の(5)を5の(4)とし、5の(6)及び5の(7)を削る。

別表第3の5を同表の6とし、同表の4の(1)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(2)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(2)の表12の(4)の項中「(同条第6項において準用する場合を含む。)」を「及び同条第6項において準用する同条第2項」に改め、同表の4の(2)の表12の(5)の項中「(同条第6項において準用する場合を含む。)」を「及び同条第6項において準用する同条第3項」に改め、同表の4の(2)の表12の(12)の項中「(法第30条第2項において準用する場合を含む。)」を「及び法第30条第2項において準用する法第29条第3項」に改め、同表の4の(2)の表12の(14)の項中「(法第32条第2項において準用する場合を含む。)」を「及び法第32条第2項において準用する法第31条第3項」に改め、同表の4の(2)の表12の(15)の項中「(法第32条第2項において準用する場合を含む。)」を「及び法第32条第2項において準用する法第31条第4項」に改め、同表の4の(3)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(3)の表4の(5)の項中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り、同表の4の(3)の表4の(6)の項中「第10条第1項及び第2項」を「第10条第1項第3号及び第2項」に改め、「#」を削り、同表の4の(3)の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、同表の4の(3)の表9の(6)の項中「第15条」を「第15条第3項」に改め、「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り、同表の4の(3)の表中9の項を8の項とし、10の項を削り、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、同表の4の(4)中「廃棄物対策課」を「廃棄物処理推進課」に改め、同表の4の(4)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(4)の表1の(27)の項中「。以下この項において「省令」という。」を削り、同表の4の(4)の表1の(28)の項中「省令」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に改め、同表の4の(4)の表3の(1)の項中「事前協議書の受理」を「事前協議」に改め、同表の4の(4)の表3の(2)の項中「県外産業廃棄物受託協議書の受理」を「県外産業廃棄物受託協議」に改め、同表の4の(5)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(5)の表1の(5)の項中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り、同表の4の(5)の表2の(5)の項中「入館料」を「入館料及び使用料」に改め、「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り、同表の4の(5)の表3の(3)の項、3の(6)の項、4の(5)の項及び5の(3)の項中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り、同表の4の(6)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(7)の表中「部局長等」を「部局長」に改め、同表の4の(7)の表9の(1)の項中「。以下この項において「政令」という。」を削り、同表の4の(7)の表9の(2)の項中「政令」を「割賦販売法施行令」に改め、同表の4の(7)の表に次のように加える。

13 高知県 犯罪のない安全安心まちづくり条例 (平成19年高知県)	(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。(条例第12条第1項及び第5項)			○						関係する部局長
	(2) 学校等及び通学路等における児童等の安全の確保に関する指針に関する			○						〃

(28) 新感染症の所見がある者に対する入院し、又は入院させるべきことの勧告、入院の措置の実施及び入院の期間の延長(法第46条第1項から第4項まで)											○		〃
(29) 新感染症の所見がある者の移送(法第47条)											○		〃
(30) 新感染症の所見がある者の退院及び確認(法第48条第1項及び第4項)											○		〃
(31) 結核患者の届出の通知(法第53条の10)										○			
(32) (1)から(31)までの事項以外の法に関すること。										○			

別表第3の3の(3)の表20の(4)の項中「第29条第1項」を「第29条第1項及び第2項」に改め、同表の3の(3)の表20の(7)の項中「入院措置」を「指定医による診察の結果等に基づく入院措置」に、「第29条の4第1項」を「第29条の4」に改め、同表の3の(3)の表20の(9)の項中「第33条第4項」を「第33条第7項」に改め、同表の3の(3)の表20の(11)の項中「移送」を「移送等」に改め、同表の3の(3)の表20の(12)の項中「措置入院患者」を「措置入院者」に、「定期報告」を「定期の報告」に、「第38条の2」を「第38条の2第1項及び同条第2項において準用する同条第1項」に改め、同表の3の(3)の表20の(13)の項及び20の(14)の項中「定期報告」を「定期の報告」に改め、同表の3の(3)の表20の(19)の項中「第38条の7」を「第38条の7第1項、第2項及び第4項」に改め、同表の3の(3)の表20の(22)の項中「交付」を「交付並びに精神障害の状態にあることの認定」に、「第45条第2項」を「第45条第2項及び第4項」に改め、同表の3の(3)の表20の(25)の項から20の(30)の項までを次のように改める。

(25) 指定医による診察に基づく精神障害の状態がなくなったことの認定及び当該認定の通知並びに精神障害者保健福祉手帳の返還の命令(法第45条の2第3項及び第4項並びに同条第5項において準用する法第45条第3項)											○		〃
(26) 精神障害者保健福祉手帳の変更届の市町村からの受理(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政											○		〃

令第155号。以下この項において「政令」という。)第7条第2項)													
(27) 精神障害者保健福祉手帳の精神障害の状態にあることの認定の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付(政令第8条第1項及び第2項)											○		〃
(28) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付(政令第9条第1項及び第2項)											○		〃
(29) 精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の市町村からの受理及び再交付(政令第10条第1項)											○		〃
(30) 失った精神障害者保健福祉手帳を発見したことによる返還及び精神障害者保健福祉手帳の死亡による返還の市町村からの受理(政令第10条第2項及び第10条の2第1項)											○		〃

別表の3の(3)の表20の項に次のように加える。

(31) 精神障害者の保護者等の変更の届出の保健所からの受理(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和40年高知県規則第83号)第11条)											○		〃
(32) (1)から(31)までの事項以外の法に関すること。										○			

別表第3の3の(3)の表中21の項を23の項とし、20の項の次に次のように加える。

21 高知県精神科病院	任意入院者の症状等の報告の保健所からの受理(高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条及び高知											○		高知県立精神保健福祉センター所
-------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	-----------------

この項において「法」という。)に関する事務	以外の法に関すること。																				
2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 市町村防災会議を設置しないことについての協議(法第16条第4項)																				
	(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣の要請(法第29条第1項)																				
3 自衛隊法に関する事務	(3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。																				
	自衛隊の災害派遣の要請(自衛隊法第83条第1項)																				

(3) 消防政策課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者							合議先	備考												
		知事	専決権者					受任者														
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等				所長	所長										
1 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 消防統計及び消防情報に関すること。(法第29条第3号)																					
	(2) 他の都道府県の応援の要請(法第44条第1項)																					
2 消防法(昭和23	一般消防、危険物規制その他の消防法に関するこ																					

年法律第186号)に関する事務	と。																					
3 高知県消防学校規則(平成14年高知県規則第25号)に関する事務	教育訓練実施計画の承認(高知県消防学校規則第5条第1項)																					
4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)に関する事務	消防団員等に対する公務災害補償及び退職報償金に関すること。																					
5 その他消防に関する事務	叙勲、褒章並びに総務大臣及び消防庁長官表彰等の推薦等に関すること。																					

別表第3に次のように加える。

13 会計管理局各課

(1) 会計企画課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者					合議先	備考														
		知事	専決権者			受任者																
			副知事	会計管理局長	会計管理局次長				課室長	課室長補佐等	所長											
1 地方自治法施行令に関する事務	指定代理金融機関及び出納代理金融機関の指定(地方自治法施行令第168条第3項及び第4項)																					

5	その他の事務	戻出命令確認入力の確認に関すること。																	ーフが専決する。 課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。
---	--------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 会計指導課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		会計管理者	専決権者		委任者		所長		
			会計管理局次長	課室長	課室長補佐等				
1 高知県会計規則(以下この項において「規則」という。)に関する事務	(1) 支出負担行為の合議(規則第44条第1項)	ア 1件1億円以上のもの	○						
		イ 1件1,000万円以上1億円未満のもの		○					
		ウ 1件1,000万円未満のもの			○				
	(2) 給料、手当(退職手当を除く。)、報酬、賞金、恩給その他給与の確定しているもの並びに旅費及び共済費の支出の決定(高知県給与等集中管理特別会計及び高知県用品等調達特別会	ア 1件1,000万円以上のもの		○					
		イ 1件1,000万円未満のもの			○				課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項

																			を担当チーフが専決する。
(3)	(2)の事項以外の支出の決定(高知県給与等集中管理特別会計及び高知県用品等調達特別会計に係るものを除く。)(規則第48条第1項)	ア 1件1億円以上のもの		○															
		イ 1件1,000万円以上1億円未満のもの			○														
		ウ 1件1,000万円未満のもの				○			課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項を担当チーフが専決する。										
(4)	歳入歳出外現金(所得税及び地方税に係るものを含む。)の受入れ及び払出しの通知の受理(高知県給与等集中管理特別会計に係るものを除く。)(規則第68条第1項)	ア 1件1億円以上のもの		○															
		イ 1件1,000万円以上1億円未満のもの			○														
		ウ 1件1,000万円未満のもの				○			課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項を担当チーフが専決する。										

関する事務	(規則第48条第1項)	円未満のもの								が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
	(3) 高知県用品等調達特別会計に係る支出の決定(規則第48条第1項)	ア 1件1億円以上のもの	○							
		イ 1件1,000万円以上1億円未満のもの		○						
		ウ 1件1,000万円未満のもの				○				課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
2 その他の事務	高知県給与等集中管理特別会計及び高知県用品等調達特別会計に係る支出命令確認入力の確認に関すること。				○					課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等が専決する。

別表第3備考1中「、「出納長」に○印のある事務は出納長が」を削り、「部局長等」を「部局長」に改め、「副出納長」に○印のある事務は副出納長が」を削り、「出納局長」を「会計管理局長」に、「出納局次長」を「会計管理局长次長」に改め、同表備考4を削り、同表備考3中「土木技術監又は建設検査長」を「建設検査長又は土木技術監」に改め、同備考を同表備考4とし、同表中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 「決裁権者」欄の「会計管理者」に○印のある事務は、会計管理者が当該事務の決裁権者であることを示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の2の(7)の表の改正規定(「部局長等」を「部局長」に改める部分を除く。)は、平成19年4月16日から施行する。